

# HIV感染者等

## Living Together ～ちょっとの愛からはじまる事～

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)は、日常的接触では感染しません。同僚や仲間がHIVに感染していたとしても、接し方を変える必要はありません。

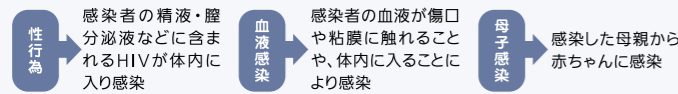
エイズ※は、誰にとっても決して人ごととはいえない病気。あなたの正しい理解や思いやりが感染者・患者を支えます。

※エイズとは、HIVというウイルスの感染により免疫力が低下して起こるさまざまな病気の総称です。

## HIVはこんなことでは感染しません

- せき・くしゃみ ●握手・抱擁 ●つり革・手すり ●コップの回し飲み
- 鍋など同じ食べ物をつつく ●プール・共同浴場 ●蚊・ペット・献血
- 洋式トイレの便座やドアノブ ●事務用品やOA機器の共用 など

## HIVの主な感染経路は3つです



## HIVと共に生きていく人・社会

広島大学保健管理センター 准教授 内野倭司さん

### < HIV感染はエイズと同じではありません >

エイズとは、HIVというウイルスに感染し、気付かないうちに免疫力が落ち、通常では身体に抵抗力のある病原体によって感染症を発症する病気です。つまり、HIVに感染したとしても、そのことを早く発見し、治療を受け免疫力の低下を防ぐことができれば、エイズになることはありません。また、エイズを発症しても治療で免疫力を再び強めることもできます。

### < HIV感染による偏見や差別の恐怖 >

HIV感染、エイズは「死に至る」とか「怖い」というイメージが当初広がったため、感染者は病気に対する不安とともに、偏見や差別を恐れる気持ちを持たれることがあります。そこで、カウンセラーは感染者が不安な気持ちと折り合いをつけ、社会の中で自分らしく生活できるよう心理的支援を行います。HIV感染は、決して人ごとではありませんので、正確な知識を持ってほしいと思います。

**レッドリボンのメッセージ**  
レッドリボンは、HIV感染者・エイズ患者への理解と支援の意思を表しています。

お問い合わせ 健康対策課 ☎082(513)3070 FAX)082(228)5256

# ハンセン病患者・回復者等

## ハンセン病の正しい知識を!

- ハンセン病は遺伝する病気ではありません。
- 感染力の極めて弱い細菌による病気です。
- 有効な治療薬により完治します。
- 治癒した後に残る変化は後遺症にすぎません。
- 回復した人に接触しても感染することはありません。
- 今日の日本では、感染源になるものはほとんどありません。

「強い感染力をもった恐ろしい病気」「遺伝する病気」であるといった誤ったイメージが定着し、ハンセン病患者とその家族は長い間、多くの偏見と差別に苦しんできました。

昭和初期には、ハンセン病患者を見つけ出し、強制的に療養所に入所させるという「無らい県運動」が全国的に進められ、さらに、「癩予防法」が成立し、強制隔離によるハンセン病根絶政策という考えの下、在宅の患者も入所させられました。「癩予防法」は昭和28(1953)年に「らい予防法」に改正され、その後、平成8(1996)年、この法律は廃止されました。

お問い合わせ 健康対策課 ☎082(513)3068 FAX)082(228)5256

# だれもがいきいきと生活できる社会に

研修用に人権啓発ビデオの貸し出しをしています。

お問い合わせ  
人権男女共同参画課 ☎082(513)2734  
FAX)082(227)2549

12月1日は世界エイズデー

## 世界エイズデー in ひろしま

と き 12月6日(土) 13:00~19:00 | ところ 紙屋町シャレオ 中央広場(および近隣の医療機関)

内容 ●HIV/エイズに関する啓発パンフレットの配布 ●HIV抗体検査(無料、匿名、迅速検査) ●広島東洋カープ選手、スライリーのステージ ●ダンス、ゴスペル、アンサンブルなどのステージ ●学生の活動発表

## 感染の不安があるときには、相談や検査を受けましょう

次の機関ではHIV抗体検査を、匿名・無料で受けることができます。なお、検査には予約が必要です。

## 検査・相談のできる保健所など一覧 \*…迅速検査ができます

場 所	連絡先【検査実施日】
広島地域保健所*	☎0829(32)1181【第3水曜】
広島地域保健所海田分室*	☎082(822)5114【第2水曜/2月:第2火曜】
呉地域保健所*	☎0823(22)5400【第2水曜】
芸北地域保健所*	☎082(814)3181【第3月曜/祝日:第4月曜】
東広島地域保健所*	☎082(422)6911【第1・3火曜】
尾三地域保健所*	☎0848(64)2322【第2・4水曜】
福山地域保健所*	☎084(921)1311【第2火曜】
備北地域保健所*	☎0824(63)5181【第2水曜/2月:第3水曜】
日曜検査(県立広島病院内)*	エイズホットラインで予約☎082(242)0812 土・日曜9:00~16:00(第1土曜除く)
広島市保健医療課 各区の保健センター*	☎082(504)2622【相談のみ】 検査は各区の保健センターで受けられます【各区の保健センターにお問い合わせください】
呉市保健所	保健総務課☎0823(25)3525【第1火曜】 東保健センター☎0823(71)9176【第3水曜】
福山市保健所 (夜間検査のみ迅速検査)*	☎084(928)1127【第1・3・4水曜】 ○夜間検査:奇数月第2水曜(17:40~20:30)

県地域保健所・エイズホットライン(日曜検査)・広島市各保健センターなどでは迅速検査を行っています。迅速検査では検査の結果を受検当日にお伝えできます。

## なぜ社会復帰する人が少ないのでしょうか

高齢な上、ハンセン病による後遺症としての障害を持っていること、一般社会にまだまだ根強い偏見が残っていることなどが、社会復帰できない主な理由です。私たちの理解と社会の支えが必要です。

## 私たちは、どうしたらいいのでしょうか

まずは、患者や回復者が人権を大きく制限され、社会に偏見や差別が存在してきた事実を厳粛に受け止める必要があります。

そして、ハンセン病について正しい知識と認識を持ち、患者や回復者を温かく迎えられる社会を実現することが大切です。

そのために、ハンセン病について話し合ったり、講演会や資料展示会に参加するなどして、正しい理解を深めましょう。

親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない—。

実名を名乗ることができない—。

結婚しても子どもを生むことが許されない—。

一生療養所から出て暮らすことができない—。

死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない—。

こうした生活をハンセン病患者さんは長い間強いられました。

お問い合わせ 健康対策課 ☎082(513)3068 FAX)082(228)5256

# 犯罪被害者等

## 犯罪被害者等は、さまざまな困難に直面します

犯罪の被害者(家族・遺族を含みます)は、命を奪われる(家族を失う)、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の被害だけでなく、次のようなさまざまな問題(「二次的被害」といわれるもの)に苦しめられています。

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや体の不調
- 医療費の負担や失業・転職などによる経済的困窮
- 周囲の人の言動やマスコミの取材・報道によるストレス
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担

被害者がこうした問題で苦しんでいることを理解して接し、被害者を責めたり、無理に励ましたりしないようにしてください。被害者が回復していくためには、長い時間がかかります。

近年、犯罪被害者支援の必要性が広く認識されるようになり、平成16(2004)年に成立した「犯罪被害者等基本法」をはじめ、さまざまな支援施策が講じられつつあり、社会全体で被害者を支えようとする機運が高まってきています。

お問い合わせ 警察本部警察安全相談課被害者支援室 ☎082(228)0110

## (社)広島被害者支援センターは民間団体として犯罪被害者の支援活動を行っています

### 一人で悩まないで、お電話ください

思いもかけず犯罪被害に遭ったとき、一人で立ち直ることはとても困難です。被害者が孤立しないように見守り、支援する社会であってほしいと願います。犯罪被害に遭った人や家族の悩みはさまざまです。(社)広島被害者支援センターでは、支援活動のボランティアや専門家が、こうした悩みの相談に応じています。

昨年、当センターに寄せられた相談は340件で、前年より31件増えました。交通被害をトップに性的被害やDV(ドメスティック・バイオレンス)などの相談が目立っています。電話相談が9割を占めていますが、このうち「直接支援」は37件で倍増しました。被害者本人や検察庁の依頼などによる裁判の代理傍聴や付き添いなどが中心となっています。遠慮なく下記の「相談電話」にご連絡ください。

### 電話相談

☎082(544)1110 相談は無料です

相談内容は、決して漏れることはありません。安心してご相談ください。毎週 月・水・木・土曜 10:00~16:00 (祝日、8月13日~16日、12月28日~1月4日を除く)

広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
社団法人 広島被害者支援センター

被害者支援活動に参加しませんか 犯罪被害者支援活動に携わるボランティアを募集しています。

# インターネットによる人権侵害

## 正しく使用し、人権侵害をなくしましょう

わが国のインターネット利用人口は年々増加し、平成19(2007)年末では8,811万人、人口普及率は69%と推計されています。

このように普及が進む一方で、インターネットは匿名で不特定多数の人に対して、簡単に情報発信できることから、他人を誹謗中傷する表現などが電子メールで流布されたり、ホームページや電子掲示板に掲載されるなど、インターネットを利用した人権侵害事件が、近年大幅に増加してきています。

インターネットは情報の発信や収集にとっても便利な道具ですが、誤った使い方をすると、人を傷付けたり、プライバシーを侵害する道具になってしまいます。

私たちは、インターネットを正しく使用し、個人のプライバシーや名誉に関する意識を高め、人権侵害をなくす必要があります。

お問い合わせ 行政情報室 ☎082(513)2380 FAX)082(224)4747 情報政策課 ☎082(513)2434 FAX)082(228)3933

## 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、まだまだ根強い偏見や差別意識があります。そのため、本人に更生の意欲があり、社会復帰をめざしている場合であっ

ても、就職をはじめ住居の確保が難しいなど、現実には厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人が、真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。刑を終えて出所した人の人権に配慮し、同じ社会の一員として温かく迎えることが大切です。

## インターネット上で個人情報を守るためのポイント

### インターネット上で人権侵害を行わないために

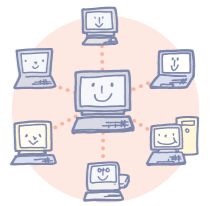
インターネット上で情報を発信する場合は、発信に伴う責任があります。

- インターネットの掲示板やブログ(自己紹介サイト)に、人の悪口や無責任なうわさを書き込むことはやめましょう。
- 「プロバイダ責任制限法」により、被害者は、プロバイダに対し、掲示板に書き込んだ人の情報の開示請求や書き込みの削除を依頼することができます。また、人権相談機関(法務局)に相談することもできます。

### インターネットによる被害に遭わないために

インターネットを利用する詐欺などの被害に遭わないように、個人情報は自分できちんと管理することが必要です。

- 住所、名前、口座番号、クレジットカード番号、パスワードなどを尋ねるメールが届いても、回答しないようにしましょう。不安なときは、電話帳で調べた本当の電話番号に電話するか、検索エンジンで調べた本当のウェブサイトにアクセスして、真偽を直接確認しましょう。
- インターネット上のサイトの「登録無料」、「お試し無料」、「当選しました」などの言葉に誘われて、名前、住所、電話番号、メールアドレス、口座番号、クレジットカード番号、パスワードなどの個人情報を、むやみに書き込まないようにしましょう。



お問い合わせ 人権男女共同参画課 ☎082(513)2734 FAX)082(227)2549